

No.13

R3.10.5 発行

民間助成ニュース速報



島根県社会福祉協議会 地域福祉部・ボランティア活動振興センター（担当：中道）
 TEL 0852-32-5997/FAX 0852-32-5982/E-mail voc@fukushi-shimane.or.jp
 ボランティア・NPO 活動情報、助成情報はこちら→「島根いきいき広場」

<https://www.shimane-ikiiki.jp/>

**※助成金の詳細は各助成元のHP等でご確認ください。
 また、お問い合わせはそれぞれの助成元へ直接お願いします。**

*配信停止および配信先変更をご希望の場合は、ご連絡ください。

実施主体	公益財団法人 福武財団
事業名称	2022年度 アートによる地域振興助成
問合せ先	〒761-3110 香川県香川郡直島町 2249-7 公益財団法人 福武財団 担当：内田・岡田 TEL：087-892-4455 FAX：087-892-2022 URL：https://fukutake-foundation.jp/subsidy/art_index

趣 旨 現代アートのもつメッセージ性を軸としながら、地域住民や行政と協働して、その土地の独自性を生かした地域文化の振興に資する事業を助成対象とします。

対 象 非営利団体・個人ほか、当財団において適当と認めるもの（個人でも団体でも応募可能）

助成金額 助成総額 2,000万円
 1件あたりの助成額50万円～300万円（上限）
 助成件数10～15件

対象事業 日本で実施される事業で、以下の要件を満たすもの

- ・現代アートに代表される新しい表現方法を用いた事業であること
- ・歴史・地理・風土・民族など、地域資源を生かした事業であること
- ・地域の振興・発展に資する事業であること
- ・地域住民と協働で行っている事業であること
- ・継続性かつ発展性のある事業であること
- ・営利を目的としない事業であること

※詳細はHPをご覧ください

募集期間 令和3年10月29日（金） ※締切厳守

実施主体	公益財団法人 ヤマハ発動機スポーツ振興財団
事業名称	スポーツチャレンジ助成事業 2022年度〈第16期生〉
問合せ先	〒438-8501 静岡県磐田市新貝 2500 公益財団法人ヤマハ発動機スポーツ振興財団 TEL:0538-32-9827 FAX:0538-32-1112

助成内容	体験分野	研究分野
区分・ 応募資格	<p>【ジュニア】ジュニア世代の国際大会での実績を有する、2009年4月1日以前生まれ（応募時、中学1年生以上）の個人および、これにより構成されるグループ・団体</p> <p>【ベーシック】世界選手権など国際レベルを目指す、2007年4月1日以前生まれ（応募時、中学3年生以上）の個人および、これにより構成されるグループ・団体</p> <p>【アドバンスド】世界選手権など国際レベルでの実績を有する、2007年4月1日以前生まれ（応募時、中学3年生以上）の個人および、これにより構成されるグループ・団体</p>	<p>【奨励】助成期間中、大学院博士課程に在籍中または修了した方のうち、1991年4月2日以降生まれの方。</p> <p>【基本】助成期間中、大学や研究機関等で研究職として活動に従事する、1981年4月2日以降生まれの方。※教授職または教授職相当の職位の方は除きます。</p>
助成件数	<p>【ジュニア】【ベーシック】合わせて、10件程度</p> <p>【アドバンスド】若干名</p>	<p>【奨励】 5件程度</p> <p>【基本】 10件程度</p>
助成金額	<p>【ジュニア】 上限 50万円</p> <p>【アドバンスド】 上限 150万円</p> <p>【ベーシック】 上限 100万円</p>	<p>【奨励】 上限 60万円</p> <p>【基本】 上限 120万円</p>

応募方法 当財団WEBサイト (<https://www.ymfs.jp>) にて電子申請を受け付けます。

応募締切 令和3年10月29日（金）※日本時間正午にて入力締切

実施主体	公益財団法人コメリ緑育成財団
事業名称	第32回 コメリ緑資金
問合せ先	〒950-1457 新潟県新潟市南区清水 4501-1 公益財団法人コメリ緑育成財団 事務局 TEL：025-371-4455 FAX：025-371-4151 E-mail：midori@komeri.bit.or.jp URL：http://www.komeri-midori.org/

助成内容

- 自然環境保全活動（原生の状態を維持している山林など）
 - ① 原生自然環境保全地域（環境省指定の5か所）
 - ② 自然環境保全地域（環境省指定の10ヶ所、都道府県指定の546ヶ所）
 - ③ 世界自然遺産などには該当するが上記①、②に該当しない地域
- 里地里山保全活動（原生的自然と都市の中間に位置する里地里山など）
- 緑化植栽運動（都市の緑地帯など）

対象事業

- ①活動場所が公に開かれており、多くの人にメリットをもたらす活動か
- ②地域住民がいったいとなって実施する活動か
- ③ 活動の目的、ビジョンが明確か

④ 計画が具体的で無理なく実施出来る活動か

助成金額

有識者を中心とする審査委員により公正に審議し、助成先・助成額を決定。

応募方法

所定の申込書に必要事項を漏れなく記入の上、提出書類とともに財団事務局まで送付してください。

申込書はホームページ (<http://www.komeri-midori.org/>) からダウンロードして下さい。

応募締切

令和3年10月31日(日) ※消印有効

実施主体	(公財) SOMPO 環境財団
事業名称	(公財) SOMPO 環境財団 環境保全プロジェクト助成
問合せ先	〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 公益財団法人 SOMPO 環境財団 環境保全プロジェクト係 TEL : 03-3349-4614 FAX : 03-3348-8140 E-mail : office@sompo-ef.org URL : https://www.sompo-ef.org/project/project.html

趣 旨

SOMPO 環境財団では、環境問題に取り組む NPO・NGO や任意団体の環境保全プロジェクトが、より充実したものとなるよう資金助成を行います。

対象となるプロジェクト

次の3つの条件を満たすプロジェクトが対象となります。

①活動の内容

原則、国内において「自然保護」「環境教育」「リサイクル」「気候変動対応」など 広く境に関する分野で、実践的活動や普及啓発活動を行うもの

②原則、2021 年度中に開始予定のもの（すでに開始されているプロジェクトも対象）

④ 継続性、発展性を持つプロジェクトであり、その成果が公益のために貢献するもの

⑤

対象団体

次の2つの条件を満たす団体が対象となります。

① 2021 年 12 月末時点で公益法人、NPO法人または任意団体としての環境保全活動実績が2年以上あること

② 助成対象となったプロジェクトの実施状況および収支状況について適正に報告できること（助成実施後、活動報告書等を作成いただきます）

助成金額

1 プロジェクトにつき 20 万円を上限（15 団体程度、総額 300 万円を予定）
※助成対象となったプロジェクトに関するものであれば、用途は問いません。

応募方法

助成申請書に以下の書類を同封のうえ郵送でお申し込みください。

●助成申請書：SOMPO 環境財団のホームページよりダウンロードしてください。

●同封書類：団体規約、役員名簿、今年度予算、昨年度会計報告書、プロジェクト実施に

関する補足資料（パンフレット、写真など）

応募締切

令和3年10月31日(日) ※当日消印有効

実施主体	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会
事業名称	地域共生社会創造助成金
問合せ先	〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 島根県社会福祉協議会地域福祉部地域福祉係 担当： TEL：(0852) 32-5997 FAX：(0852) 32-5982 メールアドレス：chiiki@fukushi-shimane.or.jp

目的

目的

住民同士が出会い参加することのできる場や居場所づくり、日常の支え合い活動などの、新たな立ち上げや拡充を支援することで、地域からの孤立を防ぎ、人と人、人と社会がつながり支え合う島根（まち）づくりを目指すことを目的としています。

対象団体

以下の全ての要件を満たす団体とします。

- ① 営利目的でないこと
- ② 活動の担い手、及び活動の対象者が共に地域住民であり、互いに対等な立場で団体を構成する等、住民相互の「たすけあい」を基調とする団体であること。
- ③ 活動の担い手に、65歳以上の地域住民が概ね3割以上含まれていること。

対象事業

住民団体等が市町村社会福祉協議会の支援を受け、新たに立ち上げる又は拡充する、次の①～④のいずれかに該当し、助成金交付後概ね5年間は継続が見込まれる活動。

- ① 日常の暮らしの中での支え合いに関する活動
例) 地域互助組織による困りごと支援 など
- ② 居場所をはじめとする多様な場づくりに関する活動
例) 子ども食堂等の地域食堂の運営、地域サロンや世代間交流の拠点の運営 など
- ③ 身近な地域での見守り等に関する活動
例) 障がいがある方や引きこもりの方等に地域の活動への参加を促す取り組み、独居世帯等に対する配食活動 など
- ④ その他、助成対象活動として島根県社会福祉協議会会長が認めた活動。

助成金額

助成金の限度額は100万円とし、前項の活動に必要な経費を助成対象とします。ただし、活動拠点の管理運営費等の経常的な経費は除きます。

申請方法

本助成金交付要綱を確認の上、申請書及び必要書類を居住地の市町村社会福祉協議会へ提出してください。なお市町村社会福祉協議会では、申請内容についてヒアリング等を行う場合があります。申請書様式等は、ホームページにて入手可能です。

URL：<https://www.fukushi-shimane.or.jp/news/entry/489>

申請締切

令和3年10月29日（金）までに市町村社会福祉協議会へ申請